

# 労務通信

2016.1月号

## 「ストレスチェック実施プログラム」の概要

### ◆ついに公開された「実施プログラム」

厚生労働省は、平成 27 年 11 月 24 日に「ストレスチェック実施プログラム」を公開しました。この実施プログラムは、昨年 12 月から労働者 50 人以上の事業所に実施が義務付けられたストレスチェックの受検、結果出力、集団分析等を行うことができるソフトです。ダウンロードは無料であり、通常 1～5 分あればダウンロード可能とのことですので、お金をかけずにストレスチェックを実施したいという企業にはお勧めです。

なお、公開後にプログラムの内容の一部記載誤りが見つかったため、昨年 11 月 24 日から 11 月 30 日までの間にダウンロードしていた場合には再度のダウンロードが必要です。



### ◆「実施プログラム」の機能

実施プログラムの主な機能は以下の通りです。

- (1) 労働者が画面でストレスチェックを受けることができる機能 (57 項目と簡易な 23 項目の 2 パターンの利用が可能。また、紙の調査票で実施しデータ化されたものをインポートすることも可能)
- (2) 労働者の受検の有無を把握する機能
- (3) 労働者が入力した情報に基づき、あらかじめ設定した判定基準により、自動的に高ストレス者を判定する機能
- (4) 個人のストレスチェック結果を出力する機能
- (5) あらかじめ設定した集団ごとに、ストレスチェック結果を集計・分析 (仕事のストレス判定図の作成) する機能
- (6) 集団ごとの集計・分析結果を出力する機能
- (7) 労働基準監督署へ報告する情報を表示する機能

### ◆監督署への報告書提出について

ストレスチェック制度では、労働基準監督署へ「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」(労働安全衛生規則様式第 6 号の 2) を提出することが企業に義務付けられています。

厚生労働省が公表した、労働基準監督署への報告書の提出に関する留意点は次の通りです。

- (1) 報告書は平成 28 年 4 月 1 日以降に提出
- (2) 報告書の様式は平成 28 年 3 月下旬に公表予定



マイナンバーの取得・管理・保管について、当事務所がサポートいたします。

## 法改正情報

### ◆女性活躍推進法の概要について

女性活躍推進法が昨年8月に成立し、301人以上の労働者を雇用する事業主は、平成28年4月1日までに、自社の女性の活躍状況の把握、課題分析、行動計画の策定等を行う必要がございますので、以下のご準備をお願いします。（※300人以下の事業主は努力義務となっています。）

#### ステップ1

自社の女性の活躍状況を把握し、課題分析を行う。

- ①採用者に占める女性比率
- ②勤続年数の男女差
- ③労働時間の状況
- ④管理職に占める女性比率

①～④について必ず把握し、課題分析を行ってください。

#### ステップ2

行動計画の策定、届出、社内周知、公表を行う。

ステップ1の結果を踏まえて、

- ①行動計画の策定
- ②都道府県労働局への届出
- ③労働者への周知
- ④外部への公表

女性活躍推進に向けた①～④を行ってください。

#### ステップ3

自社の女性の活躍に関する情報を公表する。

優秀な人材の確保と企業の競争力向上につなげるため、自社の女性の活躍に関する情報を公表してください。

（厚労省：女性活躍推進法特集ページ参照）

## 事務所よりひとこと

### ◆診断ツールを使って、自社の課題を分析しましょう。

昨年6月に広島県主催の女性活躍推進のための研修会に参加して以降、企業様からご相談があり、訪問する中で、女性活躍推進に対する現在の取り組み状況や今後の課題についてヒヤリングさせていただきました。「女性活躍推進」といわれても、実際何から始めたらいいのか、自社の課題が何なのか。取り組みに悩まれている企業様がほとんどでした。

広島県では、県のホームページより、Excelマクロで開発した「広島県版女性の活躍診断ツール」を無料でダウンロードできます。アンケート用紙に回答された項目をエクセルシートに入力することにより、診断結果シートが作成され、自社の課題が分析できるようになっています。ぜひご活用ください。また、女性活躍推進に関するご相談等ございましたら、お気軽に合同労務までご連絡ください。